

○内閣府告示第百六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第五百三十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十五年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 栃木県塩谷郡塩谷町
- 二 構造改革特別区域の名称 塩谷町教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 栃木県塩谷郡塩谷町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第百六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百二十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十五年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都千代田区
- 二 構造改革特別区域の名称 キャリア教育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都千代田区の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業（八一―）、学校設置会社による学校設置事業（八一―）及びインターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置

事業（八三三）

○内閣府告示第百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第五十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十五年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 八王子市
- 二 構造改革特別区域の名称 情報産業人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 八王子市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第百六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十五年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 佐渡市
- 二 構造改革特別区域の名称 佐渡トキめきアルコール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 佐渡市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第五十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十五年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 志摩市
- 二 構造改革特別区域の名称 志摩市なごやか給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 志摩市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）